

「玉川村地域おこし協力隊サポート業務」 業務委託プロポーザル実施要項

【注意事項】

本プロポーザルは、玉川村議会における令和7年度一般会計予算の議決（以下、「議決」という。）を前提とした準備行為として実施するため、議決とならない場合には、事業内容の変更又は中止とすることがある。

1 目的

この要領は、福島県玉川村（以下「村」という。）が実施する「玉川村地域おこし協力隊サポート業務」において、公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により受託候補者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるもの。

2. 委託業務概要

「玉川村地域おこし協力隊サポート業務（以下、「本業務」という。）」は、村で活動する地域おこし協力隊の相談窓口の一本化を図り、隊員の育成、出口戦略及び人脈ネットワーク構築等の一元的な支援を行うことで、隊員の資質の向上と任期終了後に向けた支援を行い、安定的な定住・定着を図る。

- （1）委託名 「玉川村地域おこし協力隊サポート業務」
- （2）委託内容 別添「玉川村地域おこし協力隊サポート業務」
業務委託仕様書（案）のとおり
- （3）委託期間 契約締結の日から2026年3月31日まで
- （4）委託額 1,991千円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3. 参加資格

このプロポーザルに参加が可能な事業者は、次の条件を全て満たしているものとする。

- （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2）本提示の日から契約締結日までの間に、村から玉川村指名停止等措置要領に基づく指名停止の処置を受けている期間がないこと。
- （3）会社更生法第17条に基づき更正手続開始の申し立てがなされている事業者（同法第41条第1項に規定する構成手続開始の決定を受けたものを除く。）または民事再生法第21条に基づき再生手続開始の申し立てがなされている事業者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- （4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものが経営、運営に関与していないこと。
- （5）国税及び地方税等を滞納している者でないこと。

4. 参加申込書等の提出

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加する意思のある者は、次の必要書類を提出すること。なお、提出がない場合、本プロポーザルへの参加を認めない。

(1) 提出期限

2025年3月13日（木）17時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「玉川村地域おこし協力隊サポート業務事業」業務委託プロポーザル参加申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の9時～17時。

(2) 提出物（各1部）

- ・参加申込書（様式2）
- ・会社の概要がわかる資料（パンフレット可）（任意様式）

5. 質問等の受付

本実施要項及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記へ質問すること。

(1) 受付期限

2025年3月17日（月）17時まで

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、電子メールでのみ受け付ける。

E mail : kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

※件名を以下のとおりとすること。

【質問書】「玉川村地域おこし協力隊サポート業務事業」業務委託プロポーザル

(3) 質問の回答方法

個別に回答する。ただし、必要に応じて質問内容と回答内容をホームページで公開する。

6. 企画提案書等の提出

参加申込書等提出後、企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

2025年3月21日（金）17時まで（郵送又は持参）

※郵送による提出：封筒の表に「玉川村地域おこし協力隊サポート業務事業」業務委託プロポーザル参加申込書在中と朱書きすること。

※持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝除く）の9時～17時。

(2) 提出書類

様式は任意とする。但し、日本工業規格A4版又はA3版とする。

① 企画提案書：原本1部、写し6部

仕様書に記載する業務内容に関する提案を網羅し、各業務を着実かつ円滑に遂行できるよう具体的な提案を記載すること。併せて、次の（ア）から（エ）について、提案に記載すること。

（ア）上記1の目的を踏まえた業務の取り組み方針

（イ）業務の進め方

- (ウ) 実施体制（管理担当者、主担当者を明記する）
- (エ) 業務スケジュール
- ② 見積書（事業経費積算書含む）：原本 1 部、写し 6 部
見積額において、消費税及び地方消費税の額を明記すること。

7. 提出方法及び提出先

(1) 提出方法

郵送（必着）または持参

(2) 提出先

〒963-6392

福島県石川郡玉川村大字小高字中畷 9 玉川村役場企画政策課 宛

※参加申込後に提案を辞退する場合は、辞退届（様式 3）を提出すること。

8. 書面審査の実施

提出された企画提案書の審査を実施する。

(1) 審査期間

2025 年 3 月 25 日（火）から 27 日（木）まで

(2) 審査方法

提案された企画提案書等の内容を審査基準により審査し、提案及び質疑応答の内容を総合的に判断し、契約候補者を選定する。

(3) 評価視点

別紙の採点基準表を参照。

(4) 選考結果の通知・公表

2025 年 3 月 28 日（金）以降

審査の結果については、審査対象事業者すべてに文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(5) その他

- ・ 企画提案書提出後の追加資料の提出は認めない。
- ・ 審査にあたり、提案内容に不明な点等があった場合には、電子メール等で質疑応答を行う。
- ・ 審査結果は村ホームページにより公表する。

9. 契約締結

- (1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議、合意したのちに契約を締結する。
- (2) 契約金額は協議結果に基づき仕様書の変更を検討し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限金額を超えないものとする。

10. 本業務の日程

内 容	日 程
募集開始	2025 年 3 月 5 日（水）
参加申込書等の提出〆切	2025 年 3 月 13 日（木）
質問の受付〆切	2025 年 3 月 17 日（月）
企画提案書等の提出〆切	2025 年 3 月 21 日（金）
審査	2025 年 3 月 25 日（火）～27 日（木）
選考結果の通知・公表	2025 年 3 月 28 日（金）以降

11. 担当部署

本プロポーザルに関する質問、提出書類等の受付は下記とおりとする。

担 当：玉川村役場企画政策課

所在地：〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9番地

電 話：0247-57-4628（直通）

F A X：0247-57-3952

E-Mail：kikaku@vill.tamakawa.fukushima.jp

(別神) 採点基準表

- ・各審査評価項目に対し、評価ごとの点数は「極めて良好 5 点、良好 4 点、普通 3 点、やや不十分 1 点、不十分 0 点」とする。

審査評価項目		配点	評価のポイント
全体評価	事業の目的、主旨の理解度等	20	全体の目的、主旨を理解した提案がされているか。 本業務の目的を理解した上で、仕様書に記載する業務内容を網羅しているか。
	提案内容の実現性	10	実施方法等が具体的で実現性があるか。
企画提案書の内容	相談業務	15	提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫がなされ、活動や生活に関する日々の相談等が可能な提案となっているか。
	隊員のスキルアップ	10	隊員の資質向上や卒隊後に必要な知識等の習得に向けた支援内容となっているか。
	地域とのつながりづくり	15	隊員に必要な地域とのつながりづくりに有効的な提案となっているか。 隊員の活動内容について、広く周知することができるものとなっているか
	独自企画	10	仕様書に記載のない、事業者のノウハウや知識・経験を活かした独自提案や、本村にとって有益な追加提案があるか。
スケジュール	業務計画の的確性	10	具体的で適切なスケジュールが示されているとともに、遂行可能な体制が整備されているか。
見積価格	見積額の妥当性	10	提案内容に沿った適切な見積額となっているか。